

3 利用料金

1. 基本サービス（月額）

介護度	介護保険10割	1割負担者	2割負担者	3割負担者
要支援1（週1回）	16,720 円	1,672 円	3,344 円	5,016 円
要支援2（週2回）	34,280 円	3,428 円	6,856 円	10,284 円

※送迎・入浴は基本料金に含まれています。

2. 加算対象サービス（月額）

	1日当たりの料金 介護保険料10割	1割負担者	2割負担者	3割負担者
運動器機能向上加算	2,250 円	225 円	450 円	675 円
科学的介護推進体制 加算	400 円	40 円	80 円	120 円
サービス提供体制 強化加算（I）	要支援1	88 円	176 円	264 円
	要支援2	176 円	352 円	528 円
事業所評価加算	1,200 円	120 円	240 円	360 円
介護職員処遇改善 加算（I）	基本サービス＋上記加算より算定した金額の合計×5.9%の金額			
特定処遇改善加算 （I）	基本サービス＋上記加算より算定した金額の合計×1.2%の金額			
介護職員等 ベースアップ等 支援加算	基本サービス＋上記加算より算定した金額の合計×1.1%の金額			

(算定要件)

・運動器機能向上

理学療法士等（当事業所の場合、看護職員）を中心に看護職員、介護職員等が共同して、利用者の心身等の状況に応じて、運動器機能向上計画を作成し、運動器の機能向上の為の訓練を実施し、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施します。

・サービス提供体制強化加算（I）

当事業所では介護職員総数のうち、介護福祉士を50%以上配置して利用者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定通所介護を提供します。

・介護職員処遇改善加算（I）

介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的とする加算であり、全ての利用者を対象とします。

・特定処遇改善加算（I）

介護人材確保の為の取り組みをより一層進める為、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を目的とする加算です。

・介護職員等ベースアップ等支援加算

政府が経済対策として掲げた介護職等の収入3%（月額9000円）引き上げを目的に令和4年2月～9月まで国費で支給されていた介護職員処遇改善支援補助金に代わり、令和4年10月の介護報酬改定（臨時改定）で創設された新たな加算です。

・事業所評価加算

運動器の機能向上サービスを行っている利用者の要支援状態の維持、改善が図られたことに対する事業所の評価です。その割合が一定以上となった場合に評価対象期間の翌年度に加算されます。

・科学的介護推進体制加算

基本的な情報を厚生労働省に提出し、活用することで得られる加算です。

※加算対象サービス

加算対象サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで介護予防サービス・支援計画に定めます。